

委託訓練事業（長期高度人材育成コース）の概要

岩手県定住推進・雇用労働室

○ 以下は、主な事項を記載したものです。

1 対象となるコース

○長期高度人材育成コースの対象は、次の4種類です。

- ① 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とするもの
- ② 経済産業省のITスキル標準（ITSS）レベル2相当以上の資格取得を目標とするもの
- ③ 専修学校の専門課程のうち、文科大臣が職業実践専門課程として認定したもの
- ④ 専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

※ ①～④はそれぞれ受託要件等が異なりますので、以下の3、4において【①・②の場合】と表記します。

2 訓練対象者

○ ハローワークに求職申込みを行い、ハローワーク所長の受講指示等を受けた者で、次のいずれにも該当する者。

- ① 概ね55歳未満の者（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）
ただし、55歳以上の者であっても、以下②～⑤の要件を満たす場合は、当該求職者の状況に応じて対象者として取り扱って差し支えないこと。
- ② 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）
- ③ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
- ④ 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者
- ⑤ 安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者

3 受託要件

No.	項目	内容	チェック欄
1	訓練期間	・ <u>2年</u> 。(※岩手県では、現在1年訓練の実施は予定していません。)	
2	訓練時間	<p>【訓練コース①・②の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1年間の総訓練時間が1,400時間以上</u>。 ・ <u>ただし、直近2年間の委託先機関の一般の受講者の国家資格等合格率が概ね全国平均以上である場合は、年間700時間以上</u>。 <p>【訓練コース③・④の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1年間の総訓練時間が700時間以上</u>。 	
3	実績	・ 委託先機関における過去の実績において、正社員就職率が80%以上の実績であること。(介護福祉士・保育士は就職率が80%以上。)	
4	国家試験受験	<p>【訓練コース①・②の場合】(訓練コース③・④は要件なし。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練期間中に資格試験の受験を行う。 ・ 合格発表までの期間においても適切に訓練を実施する。 <p>※国家試験のスケジュールによっては、受託できない場合があります。</p>	
5	対象外の訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練は、<u>以下のいずれにも該当しないものとする</u>。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>夜間又は土日のみ訓練を実施するもの</u>。 イ <u>公務員を目指すもの</u>。[※要領に記載はないが、厚労省が示した基準です] ウ <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接、職業能力の開発・向上に関連しないもの。 ・ 一定の関連性があっても一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの。 ・ 職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの。 ・ 通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。 エ ・ 概ね高校普通科までで習得できる基礎的、入門的水準のもの。 オ ・ 安定した雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの。 カ 資格取得を目的としたもののうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該資格の社会的認知度が総じて低いもの ・ 合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの ・ 専ら公務員としての就職の要件となっているもの キ 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。 ク 訓練を設定しようとする地域の公共職業能力開発施設(※岩手県の場合は県立高等技術専門校・産業技術短期大学校)の施設内で実施されているもの。 	

※このほか、県税の未納がないなど、委託訓練に共通する欠格条項があります。

4 訓練の実施方法等

No.	項目	内容
1	訓練生の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練生は<u>県内のハローワークを通して募集する。</u>
2	受講料等	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練生の受講料は<u>無料（国が負担）とする。</u> ・テキスト代、国家試験受験料等は訓練生自己負担。 ・補講の費用は原則無料、一定の場合は訓練生自己負担。
3	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>一般向けに既に開設している教育訓練について、その定員の一部に当該訓練コースの対象者を入校させた上で同一環境下において実施して差し支えない。</u> (⇒同一クラス内に一般の受講者とハローワークの求職者が混在可) ・既に開設している教育訓練と区分した、いわゆる集合型の実施体制も可。 (⇒ハローワークの求職者のみのクラスを設置可)
4	定員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1名以上から設定可。現在1～7名程度まで。令和8年度は計49名程度予定。</u>
5	入校選考	<ul style="list-style-type: none"> ・各委託先機関において、選考（書類、適性検査、面接、学科試験等）を行う。 ・県が入校願書の内容や選考試験等を総合的に判断。
6	修了要件	<p>【①・②の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原則、総訓練設定時間の80%以上の受講、かつ、設定した資格の取得。</u> ・ただし、法律に基づき養成施設等の指定を受けている委託先機関にて実施するものについては、当該指定の要件となる養成課程の修了（卒業）要件に適合するもの。 <p>【③・④の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原則、総訓練設定時間の80%以上の受講、かつ委託先機関の定める卒業要件。</u>
7	就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就職支援責任者を設置し、訓練生に就職支援等を行う。 ・就職支援責任者は、キャリアコンサルタント又はジョブカード作成アドバイザーが望ましい。

8	定着支援	<p>《就業状況確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職後6か月間、最低月に1回以上の頻度で、修了就職者（※）に就業状況のヒアリング（対面・電話・メール等）を行う。 <p>《フォローアップ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練で習得した知識・技能について、修了就職者が課題を抱えている場合、適切な助言又は必要に応じて補講などを行う。（この補講費用は、あらかじめ同意を得た上で修了就職者の自己負担とする。） <p>《定着者数の把握・報告》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了就職者が就職後6か月間継続して雇用されているかどうかを把握し、その結果を訓練修了日の翌日から起算して290日以内に県に報告する。 <p>※ <u>修了就職者</u>：訓練終了後3か月以内に訓練に関連する職業に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く。）</p> <p>※ 上記の定着支援を行い、<u>修了就職者</u>が就職後6か月間継続して雇用されていた場合、定着支援費が委託先機関に支払われます。</p>
9	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練実施経費：訓練生1人1月当たり上限12万円（外税）（介護・保育は9万円）。 ※ 必要経費の積み上げの実費、及び一般の受講者の授業料等を比較するなど、合理的な額を設定すること。 ・定着支援費：修了就職者（6か月間継続雇用）1人当たり5万円（外税）。
10	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険を財源とする公共職業訓練として実施するため、訓練生の出欠管理、毎月の県への報告、雇用保険手続（受講証明書等の提出）等の各種事務を行う必要があります。